

(様式 1)

## 平成27年度 みなとさかい交流館の委託業務に関する事業計画書

### 1 管理運営の基本的な考え方

#### (1) 管理運営の方針

##### (住民の公平な利用の確保)

公共交通機関としてのフェリーターミナル、市民の憩いの場であるサウナや住民が広く利用する会議室等を併せ持つ公共複合施設としての性格を十分認識し、住民の公平な利用を確保するため、ホームページやパンフレット、チラシをはじめ、交流館内での案内掲示等を通じて、利用拡大に向けた情報提供を行っていきます。

##### (利用者へのサービス)

みなとさかい交流館には館内の施設利用者をはじめ、JR利用者、観光客等多岐にわたる来館者があり、ニーズも多様なものとなっています。それぞれの利用者について、次のとおりサービス向上を図っていきます。

##### <フェリーの利用者>

フェリーの運航時間に合わせ、エスカレーターの上下運行を操作するなど適時適切に管理し、スムーズな導線を確保します。

##### <観光客>

県内観光へのゲートウェイとして、背後観光の情報を観光協会等と連携して提供しています。

##### <レストラン、売店利用者>

管内に設置した意見箱から利用者のニーズを把握し、各テナントに利用者意見への適切な対応を要請することで、利用者の満足度を高めていきます。

また、乳幼児を連れた来館者に対しては、授乳室やキッズルームの利用案内を行い、自由に使える施設であることをアピールしていきます。

さらに、外国人に対しては、館内案内を英語、韓国語、ロシア語、中国語を併記したものとするほか、館内放送も日本語に加えて英語放送を行います。

##### (収入確保と経費の削減)

収入は、会議室使用料と交流館に入居する者からの受益者負担金となります。

会議室については、より一層の利用者増に向けてホームページだけでなくチラシや他の広報誌を活用するなど、あらゆるツールを使ってPRしています。

経費削減については、業務委託を5年間の複数年契約を行い、コスト縮減に努めています。

また、光熱水費のコスト縮減については、環境に配慮した適切な庁舎管理を徹底し、冷暖房設定温度について県立施設としての県準拠の温度管理を参考とし、利用者の理解と協力が得られる範囲で利用状況に応じて設定を手動で行うなど、きめ細かな対応をしています。照明等についても交流館全体で、省エネ対応機種への転換、時間外における不要な場所の消灯、防犯等に支障のない範囲で消灯等、考えられる対策を講じています。

##### (県との連携の確保)

県との連携については、本来の業務である港湾行政を行う上で緊密な連携を図っており、指定管理業務の実施に当たっても、あらゆる機会を通じて同様な対応を行っていきます。

### 2 管理の基準・サービスの提供内容

#### (1) 開館時間、休館日の設定

##### ○開館時間

- ・2階展示ホール「境みなと・オアシス」 午前8時30分～午後5時

・会議室

※ 展示ホールについてはイベント等で遅くまで利用者が見込まれる場合などは柔軟に対応します。

○休館日

・2階展示ホール「境みなと・オアシス」 12月29日～1月3日

・会議室

※ 土曜日、日曜日、休日(国民の祝日に関する法律に規定されている祝日)の利用については、利用者と協議し、柔軟に対応しています。

(2) 会議室の利用料金の設定

会議室の利用については、鳥取県立みなとさかい交流館指定管理者指定要綱に定められた利用料金内で、かつ、誰もがより使いやすい会議室利用とするため、利用時間単位を30分単位で設定することとし、30分当たり400円を徴収します。この場合、使用時間が30分未満であるとき、又は、使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算します。

(3) 会議室及び2階展示室のサービスの向上策と利用促進に向けた取組

会議室のサービス向上を図るため、利用者からの意見を聞き取っていきます。

快適な利用環境を整えることはもちろん、会議室の存在を知つてもらうこと、交通の便が良いこと等をPRし、より多くの皆様にご利用いただけるように努めます。

また、土、日曜日、休日の利用についても柔軟に対応することで、利用者のニーズに応えます。

2階展示ホールは、「県民の港湾に対する理解を促進し、海を通じた交流の発展に資すること」、「背後観光地へのゲートウェイとしての役割の担うこと」というコンセプトの基に、境港のコーナーや山陰の観光情報コーナー、まんが王国とつとりPRコーナーなど、その都度、展示内容を変えながら利用促進を図っていきます。

① 県民の港湾に対する理解を促進する「境港のコーナー」

- ・境港の概要、港勢、「北東アジアゲートウェイ」構想等の情報掲示
- ・相次ぐクルーズ客船の寄港に関する情報提供、また寄港時の紹介 等

② 「山陰の観光情報コーナー」

各市町村、観光協会等と協力して積極的に情報を収集し、ポスターやチラシの掲示に工夫を凝らし来館者により興味を持って見ていただけるような内容とします。

- ・週末イベント情報
- ・各市町村を特集しての観光情報発信
- ・紅葉、スキー、花見等の観光マップによる季節の情報発信
- ・各地のゆるキャラやまんがコンテンツを利用した取組を紹介
- ・各団体のホームページ情報などから抜粋した観光情報発信 等

③ 「まんが王国とつとりPRコーナー」

鳥取県による整備と併せ、次のような取組を行います。

- ・ホール内の案内板作成
- ・来館する子供の興味を引くような無料の工作等のコーナー設置
- ・「まんが博」以外の関連イベントの情報発信
- ・まんが関連のイベント開催 等

④ 「展示スペース」

展示・発表の場として開放し、広く県民に利用していただきます。

- ・各县、市町村関係のイベント開催、巡回展等

- ・保育園、幼稚園等の作品発表の場
- ・有志によるフリーコンサート 等

#### (5) 「イベントコーナー」

ミニイベントを頻繁に開催するとともに、外部団体にも協力を求め、より楽しんでいただけるイベントを開催します。

##### (ミニイベント一例)

- ・工作教室
- ・塗り絵、イラストコンテスト
- ・外国文化について等のミニ講演会
- ・境港市観光協会の協力による紙芝居 等

P R 方法については、境港管理組合のホームページへの掲示にとどまらず、鳥取県広報や境港市報等の公の広報誌やラジオ、新聞等のメディアの活用、保育園や小学校等へのチラシ配布など、他の機関と連携して行なっていきます。

#### (4) 施設設備等の維持管理に向けた考え方

年数の経過による老朽化により、不具合のある箇所が増加していますが、利用者の安全と安心を確保するため、修繕が必要と判断した場合は速やかに対応します。

なお、1件50万円以上の大規模修繕については、緊急度、予防的措置、必要額、費用対効果、役割分担などを設置者である鳥取県と協議し、計画的に修繕していきます。

その他、鳥取県が作成する長期修繕計画を参考とし、効率的・効果的な維持管理を行なっていきます。

#### (5) 外部委託の考え方

清掃業務、警備業務、機械の保守点検業務は、専門技術と知識を有している外部業者に委託することとし、5箇年の複数年契約により一層のコスト縮減を図っています。また、業者の選定に当たっては、公平性、透明性、競争性の確保を念頭に置き対応していきます。

#### (6) 個人情報の保護への対応

境港管理組合個人情報保護条例(平成18年11月15日条例第9号)の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう徹底するとともに、交流館の管理に関して知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的には使用しません。

#### (7) 情報の公開への対応

情報の公開については、境港管理組合情報公開条例(平成14年3月26日条例第2号)の規定を遵守し、交流館の管理に関して保有する情報の積極的な公開に努めます。

#### (8) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止(防災)対策

日頃から利用者の安全を確保するため、十分な防災対策を講ずるとともに、火災等の発生に的確な対応ができるよう関係機関等との協力体制を確立し、通報、避難、消火並びに消防設備等の取り扱いの訓練を行ないます。

なお、交流館は、防火管理者を置き消防計画を定める施設となっており、消防計画に沿った対応を行ないます。

平成24年度から境港市が制定する津波避難所に指定され、境港市と協定を結び、津波発生時には地域の防災に努めます。

夜間、土日祝祭日の施設の保安管理業務を行うため、警備員1名を配置し、定期的に施設内外を巡回することにより施錠の確認、外部からの侵入者の有無、その他の異常の発見に努めます。

#### (9) 緊急時の体制・対応

緊急時の体制、対応についてはマニュアル、緊急連絡網により対応します。また、救命措置が行えるよう「AED」を設置していますが、既講習済者による伝達講習を行うなど全職員が取り扱えるよう体制を作ります。

また、J-アラート（全国瞬時警報システム）を平成23年3月から設置しており、地震の際の対応マニュアルを作成していますので、地震発生時にはマニュアルに沿って対応します。

#### (10) 想定される利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

苦情、トラブル防止のため、利用者とは常に真摯な態度で接し、交流館の運営については常駐警備員が定期的に巡回を行い、安全な施設運営を行います。交流館内の人の出入りが多い場所に意見箱を設置し、職員、入居団体、委託業者に起因した苦情があれば、その対応策を考え、職員はもちろん、交流館全体で対応を行うよう徹底します。

また、トラブルが発生した際には、庶務係長を責任者とし、全職員を苦情受け付け担当職員と位置付け、その対応を行います。

#### (11) 利用者等の要望の把握及び対応方針

意見箱を設置し、利用者等の要望の把握に努めます。寄せられた要望については、境港管理組合で対応できるものは速やかに対応し、それ以外のものは、県、境港市、境港市観光協会、入居者などの関係機関と連携し対応していきます。

なお、対応方針については鳥取県・境港管理組合のホームページに掲載するなど情報を公開します。

(様式2-1)

## 平成27年度鳥取県立みなとさかい交流館の委託業務に関する収支計画書

団体の名称( 境港管理組合 )

(単位:千円)

		内訳	金額
	利用料金収入	会議室使用料 (@400円×2×105hr.)	84
	県委託料収入	指定管理委託料	43,715
	その他の収入	入居者負担金 (電気・ガス・水道・警備委託料) 非常勤雇用保険料個人負担分(5/1000)	15,356 28
収入合計(A)			59,183
支出項目	人件費(常勤職員)		
	人件費(非常勤職員)	報酬	5,645
		共済費	850
		旅費	23
		研修・視察旅費	31
		特別旅費	135
		費用弁償	23
		需用費	2,383
		食糧費	200
		消耗品 (照明用電球等)	380
施設維持管理費		印刷製本 (イベントチラシ)	30
		役務費	1,051
		通信料 (電話代・切手)	19,412
		保険料 (施設賠償保険料)	
		手数料 (浄化槽・簡易水道点検料ほか)	
光熱水費			
		電気	14,158,000
		ガス	5,386,000
修繕費		水道	23,185
		施設小修繕	3,641,000
その他の経費			4,339
		備品購入費	200
		使用料及び賃借料 (駐車場使用料、AED賃借料ほか)	1,136
支出合計(B)		報償費	160
			59,183

※光熱水費は、平成21年～26年の実績に基づく見込み

(注1) 各年度ごとの事業に合わせて、収支計画書を作成すること。

(注2) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注3) 「内訳」欄には、各項目に、適宜小項目を設け、当該小項目ごとの金額を記載すること。

平成27年度 会議室利用見込み

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成24年度													
利用料	0人	20人	20人	20人	30人	20人	0人	20人	20人	20人	20人	26人	216人
利用料	0	6,480	2,430	6,480	6,480	6,480	0	5,670	2,430	2,430	2,430	9,720	55,080円
平成25年度													
利用料	46人	25人	25人	50人	20人	25人	23人	65人	30人	20人	20人	15人	364人
利用料	8,100	5,670	5,670	8,100	2,430	4,860	8,100	10,530	8,910	5,670	5,670	2,430	76,140円
平成26年度													
利用料	21人	21人	40人	95人	20人	5人	81人	70人	26人	15人	5人	10人	394人
利用料	5,600	5,600	21,600	11,600	5,600	3,200	6,400	6,400	7,200	2,400	1,600	2,400	79,600円
平成27年度													
利用料	22人	22人	28人	55人	20人	20人	41人	45人	25人	18人	20人	21人	421人
利用料	5,600	6,400	11,200	9,600	5,600	8,000	6,400	8,000	4,000	5,600	8,000	8,4000円	

平成27年度 境みなど・オアシス利用見込み

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成25年度													
小人	158	299	101	449	814	145	189	255	208	124	88	201	3,031
大人	425	1,020	1,883	6,496	14,644	7,282	5,962	5,825	4,260	4,643	6,204	12,203	70,847
社会科見学(小人)	0	0	0	0	56	0	0	32	0	22	0	3	29
社会科見学(大人)	0	0	0	5	0	0	3	0	3	0	12	4	27
合計	583	3,19	1,984	7,006	15,453	7,427	6,186	6,080	4,793	4,767	6,307	12,437	74,047
平成26年度													
小人	197	212	124	313	669	205	124	151	99	131	132	302	2,659
大人	9,311	12,806	6,882	10,918	18,948	10,457	8,654	8,000	6,656	5,493	9,306	18,305	125,736
社会科見学(小人)	0	0	31	15	16	0	435	31	0	13	5	44	590
社会科見学(大人)	24	0	22	4	2	0	42	2	22	5	18	6	147
合計	9,532	13,018	7,059	11,250	19,635	10,662	9,255	8,184	6,777	5,642	9,461	18,657	129,132
平成27年度													
小人	266	383	169	572	1,172	263	235	305	230	191	165	377	4,288
大人	7,302	10,370	6,574	13,061	25,194	13,304	10,962	10,369	8,187	7,602	11,633	22,881	147,439
社会科見学(小人)	0	0	23	53	12	0	360	23	17	10	6	55	549
社会科見学(大人)	18	0	17	7	2	0	34	2	19	4	23	8	134
合計	7,586	10,753	6,783	13,693	26,320	13,567	11,581	10,699	8,453	7,807	11,827	23,921	152,390

;平成27年度は、平成25年～26年の合計平均を1.5倍で算出

3 再委託、工事請負の発注予定

委託業務	5年間業務委託料(26~30年)	27年度	備考
自家用電気工作物保守点検業務			
発電機保守点検業務			
消防設備保守点検業務			
消防設備保守点検			
蓄電池設備保守点検			
ITV(監視カメラ)設備保守点検			
空調設備保守点検業務			
空調設備保守点検			
空調機室外フイン洗浄			
冷却塔整備			
ポンプ類保守点検			
吸収式冷温水発生機器保守点検			
浄化槽保守点検業務			
浄化槽点検			
水槽類保守点検			
グリストラップ清掃			
自動扉保守点検業務			
自動扉保守点検			
共用部分清掃業務			
共用部分清掃業務時間外			みなと祭り
エレベーター等保守点検業務			
エレベーター保守点検			
エスカレーター保守点検			
機械警備業務			
機械警備業務			
常駐警備業務			
常駐警備業務			
常駐警備 残業代			
乗船装置保守点検業務			保守点検ほか
乗船装置保守点検			
一般廃棄物収集運搬委託			1年契約
エネルギー棟廃棄物運搬			
その他 予備費			
委託料合計			

工事請負発注予定

なし

#### 4 管理体制

##### (1) 管理運営の組織

局長 - 事務次長 - 課長補佐 - 庶務係長 - 実務担当者 - 非常勤職員  
 (1) (1) (1) (1) (1) (3)

##### (2) 職員の職種等

職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	人件費（千円）
局長	常勤職員	21日	業務全体の総括	
事務次長	常勤職員	21日	職員の人事・服務・出納員事務・防火管理に関すること（消防計画）	
課長補佐	常勤職員	21日	施設整備の保全、運営に関すること	
庶務係長	常勤職員	21日	実務、交流館意見対応、境みなど・オアシス業務の総括、指定管理事務の総括	
実務担当者	常勤職員	21日	実務	
指定管理事務	非常勤職員	17日	交流館指定管理事務、入居者負担金事務、交流館イベント企画・調整・広報、備品管理等	2,347
施設管理担当者	非常勤職員	17日	施設の保守管理、会議室使用許可、交流館イベント企画・調整・広報、館内掲示物申請許可、受付等	2,090
広報企画担当者	非常勤職員	17日	交流館イベント企画・調整・広報の総括、交流館事務補助、受付等	2,058
計				6,495

##### (3) 日常の職員配置

配置場所	職員配置の時間帯	職名						
		局長	事務次長	課長補佐	庶務係長	実務担当者	非常勤職員	
管理事務室	8:30 ~ 17:15	1	1	1	1	1	1	1 ~ 3
	~							
2階	9:00 ~ 17:00						1 ~ 2	
	~							

##### (4) 人材育成

鳥取県職員人材開発センターと協定を結んでおり、鳥取県が行う接遇をはじめとする各種研修への参加、境港管理組合独自の研修の実施などを通じ、接遇・業務水準の向上を図っていきます。

##### (5) その他

境港管理組合は、鳥取県と島根県からなる一部事務組合です。また、交流館は鳥取県と境港市が所有する施設であることから、指定管理の事業実施に当たっては、鳥取県や島根県、境港市との協議が必要な場合もあることから、真摯に、迅速に、的確に事業を遂行していきます。